

令和2年6月30日開催

令和2年度  
燕市農業委員会第3回総会議事録

燕市農業委員会

## 燕市農業委員会第3回総会 議事録

1. 開催日時 令和2年6月30日(金曜日)  
午前9時30分～午前10時20分
2. 開催場所 燕市役所 301会議室
3. 出席委員(20名)

1番 金山 吉夫	8番 笠原 久幸	20番 明田栄以知
2番 長谷川治仁	10番 山田 直子	22番 山浦 博
3番 原田國太郎	12番 大久保政博	24番 本井佐登志
4番 渡邊美代子	14番 中村 幸夫	26番 遠藤 忠夫
5番 佐藤 春夫	16番 伊藤 和夫	28番 澤口 義明
6番 江辺 耕一	17番 土田 喜七	29番 和田 正春
7番 川本 敏夫	18番 本田 繁	

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、出席を求めなかった委員(9名)

9番 廣野 和夫	15番 伊藤 均	23番 小川 芳秀
11番 早渡 秀夫	19番 荻原 一郎	25番 佐藤 信一
13番 山上 忠	21番 江口 保	27番 三浦 哲郎

4. 欠席委員(0名)  
欠席 0名、  
欠員 0名
5. 会議日程
  - (1) 開会
  - (2) 議事録署名委員の選任
  - (3) 会長報告

報告第5号 農地法第18条第6項の規定による通知(合意解約)の報告  
報告第6号 農地の転用事実確認願について  
報告第7号 農地の転用事実に関する照会について

報告第 8 号 農地法第 4 条の規定による許可を要しない転用(2a 未満の転用) の報告

(4) 議事

- 議案第 11 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 議案第 12 号 農地転用事業計画変更承認申請について
- 議案第 13 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
- 議案第 14 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 議案第 15 号 農用地利用集積計画(案) の決定について
- 議案第 16 号 農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画(案) の決定について及び農用地利用配分計画の認可について
- 議案第 17 号 農地パトロール実施要領(案) の決定について

(5) 閉会

6. 出席した事務局職員

局長 小池和恵 次長 加藤幸夫 副参事 広瀬美佳子

7. 総会議長

本井 佐登志 (会長)

8. 議事録署名委員

2 番 長谷川治仁 4 番 渡邊美代子

9. 会議の概要

以下のとおり

議 長	<p>5月の総会より、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、委員の過半数が確保できる体制で総会を開催しております。</p> <p>総会出席者は、役員8名と該当する審査委員長は毎月出席とし、6月総会については、議席番号が偶数の委員に出席を願っております。</p> <p>併せて新型コロナウイルス感染拡大防止のため、出席を求めなかった委員は、議席番号が奇数の委員9名であります。</p> <p>また、感染拡大防止として、本日の定例総会につきましても、迅速な審議をお願いし、長時間の会議とならないよう、ご協力をお願い致します。</p>
議 長	<p>また、本日の総会の欠席委員は、ありません</p> <p>各委員は、総会に欠席する場合は、必ず事務局に報告くださるようお願い致します。</p> <p>なお、審議におきましては、発言をする場合には、必ず議長の許可を得てから議席番号を告げ、発言するようお願いいたします。議事が閉会した後の協議事項等においては議席番号を告げる必要はありませんので、ご了承願います。</p>
議 長	<p>総会は、現に在任する委員の過半数の出席により成立します。只今の出席委員は20名であります。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会が成立している事を報告致します。</p>
議 長	<p>只今より、燕市農業委員会第3回総会を開会致します。</p> <p>それでは、日程2の議事録署名委員の選任についてであります。</p> <p>出席を求めない委員がおりますので、5月総会より、署名委員を改めて指名させていただいております。議長の指名に一任願えますでしょうか。</p>
議 長	<p style="text-align: center;">(異議なしの声)</p> <p>それでは、議長として次の2名を指名致します。</p> <p>議席番号2 長谷川治仁 委員及び</p> <p>議席番号4 渡邊美代子 委員にお願いします。</p>
議 長 事務局	<p>次に、日程3の会長報告についてであります。</p> <p>会長報告第5号から第8号を事務局に一括して報告を求めます。</p> <p>会長報告第5号、「農地法第18条第6項の規定による通知(合意解約)」の報告であります。</p> <p>受付番号26番 吉田西太田の田、1筆、面積3,000㎡、基盤強化法売買に伴う利用権の解約であります。</p> <p>続きまして、農協転貸の解約であります。</p>

	<p>受付番号 27 番 富永字仲沖の田、計 3 筆、面積 237 m<sup>2</sup>、同じく基盤強化法売買に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 28 番 熊森字四ツ割の田、1 筆、面積 719 m<sup>2</sup>、5 条転用に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 29 番 砂子塚の田、1 筆、面積 3,303 m<sup>2</sup>、基盤強化法売買に伴う利用権の解約であります。</p> <p>続きまして、中間管理事業の解約であります。</p> <p>受付番号 30 番 富永字松田の田、計 2 筆、面積 2,048 m<sup>2</sup>、賃借人の規模縮小に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 31 番 高木字高木の田、計 4 筆、面積 985 m<sup>2</sup>、賃借人の都合に伴う利用権の解約であります。</p>
事務局	<p>続きまして、会長報告第 6 号、「農地転用事実確認願について」であります。</p> <p>受付番号 3 番 八王寺字前畑の畑、1 筆、42 m<sup>2</sup>、転用目的は農機具格納庫、現況地目は宅地、証明番号年月日は、証第 3 号、令和 2 年 5 月 14 日であります。こちらについては、「2a 未満の報告」で再度説明させていただきます。</p> <p>受付番号 4 番 道金字中曽根の田外、計 5 筆、4,060 m<sup>2</sup>、転用目的は商業施設（貸店舗）、現況地目は宅地、証明番号年月日は、証第 4 号、令和 2 年 5 月 21 日であります。</p>
事務局	<p>続きまして、会長報告第 7 号、「農地の転用事実に関する照会について」であります。</p> <p>受付番号 2 番 新長字中原の田、1 筆、257 m<sup>2</sup>、現況は非農地、宅地、転用許可の有無は有り。令和 2 年 4 月 28 日、農地法第 5 条、住宅。原状回復命令は無し。農用地区域外であります。</p> <p>受付番号 3 番 新生町一丁目の田、1 筆、254 m<sup>2</sup>、現況は非農地、宅地、転用許可の有無は無し。原状回復命令の有無は無し。用途地域であります。</p> <p>受付番号 4 番 小中川字本地浦の畑、計 3 筆、454 m<sup>2</sup>、現況は非農地、宅地、転用許可の有無は無し。原状回復命令の有無は無し。農用地区域外であります。</p>
事務局	<p>続きまして、会長報告第 8 号、「農地法第 4 条の規定による許可を要しない転用（2a 未満の転用）の報告」であります。</p> <p>受付番号 1 番 八王寺字前畑の畑、1 筆、42 m<sup>2</sup>、転用目的は農機具格</p>

	<p>納庫、農用地区域外であります。</p> <p>位置図、土地利用計画図は議案資料1～2頁をご覧ください。2a未満の転用の届出がないまま、昨年、格納庫を建築したため、今回の報告となったものであります。併せて、始末書が提出されておりましたので、事前審査会で読み上げさせていただきました。</p> <p>また、この届出と同時に、先ほど説明しました「農地転用事実確認願」が出されたため、証明を出したところであります。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の報告が終わりましたので、質問を受けたいと思います。質問等ありましたらお願い致します。</p>
議 長	<p>ご質問が無いようですので、日程4の議事に入ります。</p> <p>議案第11号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第11号「農地法第3条の規定による許可申請について」であります。</p> <p>受付番号10番 柚木字居掛の畑、1筆、面積168㎡、契約内容は売買、対価は10アール〇円、位置図は議案資料3頁をご覧ください。</p> <p>受付番号11番 柚木字居掛の畑、1筆、面積93㎡、契約内容は売買、対価は10アール〇円、位置図は同じく議案資料3頁になります。</p> <p>番号10番及び11番については、譲受人の畑が公道に面していないことから、通路敷を兼ねて隣接する農地を求めるものであります。</p> <p>受付番号12番 富永字仲沖の田、1筆、面積248㎡、契約内容は売買、対価は〇円、位置図は議案資料4頁をご覧ください。</p> <p>受付番号13番 小関字大通の田、計4筆、面積2,220㎡、契約内容は売買、対価は10アール〇円、位置図は議案資料4頁をご覧ください。</p> <p>受付番号14番 高木字高木の田、1筆、面積525㎡、契約内容は番号15番との交換、位置図は議案資料5頁をご覧ください。</p> <p>受付番号15番 高木字高木の田、1筆、面積1,264㎡、契約内容は</p>

	<p>番号 14 番との交換、譲受人は隣接する農地の耕作者であります。位置図は同じく議案資料 5 頁になります。</p> <p>この交換は、白地の 525 m<sup>2</sup>に対して農用地が 1,264 m<sup>2</sup>と、交換面積が 2 倍以上となっていますが、交換に伴う面積要件は特に有りません。また、税務署の評価額で差がある場合は、差分は「贈与税」の対象となることを申請者に説明済みであります。</p> <p>受付番号 16 番 吉田宮小路の田、1 筆、面積 208 m<sup>2</sup>、契約内容は売買、対価は〇万円、位置図は議案資料 5 頁になります。</p> <p>受付番号 17 番 八王寺字砂押の畑外、計 5 筆、面積 1,892 m<sup>2</sup>、契約内容は売買、対価は〇万円、位置図は議案資料 6 頁をご覧ください。</p> <p>以上、これらの案件は、地域調和等、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると判断されます。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。本件については、去る 6 月 19 日、第 2 事前審査委員会が開催されていますので、土田委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
土田委員長	<p>6 月 19 日、午前 9 時 30 分より、市役所 201 会議室で、第 2 事前審査委員会委員全員の出席による審査の結果、「農地法第 3 条の規定による許可申請」8 件、異議がなかった事を報告致します。</p>
議 長	<p>只今、土田委員長より、審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>他に無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり許可とする事で、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり許可とする事に決しました。</p>
議 長	<p>次に、議案第 12 号「農地転用事業計画変更承認申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 12 号「農地転用事業計画変更承認申請について」であります。</p> <p>受付番号 4 番 蔵関字道下の畑、2 筆、面積 983 m<sup>2</sup>、当初計画者から承継者に名義変更されるとともに、転用目的は事務所兼工場で変更はありません。</p> <p>位置図、土地利用計画図は議案資料 7～8 頁をご覧ください。</p>

	<p>さい。当初は子の名義での申請でしたが、出資者である父が承継者となるものであります。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。本件についても、去る6月19日、第2事前審査委員会が開催されていますので、土田委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
土田委員長	<p>審査の結果、「農地転用事業計画変承認申請」1件、異議がなかった事を報告致します。</p>
議 長	<p>只今、土田浦委員長より、審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>他に無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり承認とする事で、異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり承認とする事に決しました。</p>
議 長	<p>次に議案第13号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第13号「農地法第4条の規定による許可申請について」であります。</p> <p>受付番号1番 吉田春日町の畑、2筆、面積163㎡、転用目的は露天駐車場(6台)、完工済みであります。</p> <p>位置図、土地利用計画図は議案資料9～10頁をご覧ください。転用許可を得ずに駐車場として使用していましたが、今回、改めて転用申請を行うものであります。</p> <p>申請地は、国道116号線に隣接する農地で、近隣商業地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が調っていると考えられ、第3種農地であると判断されるところであります。</p> <p>また、併せて始末書が提出されておりますので、事前審査会で読み上げさせていただいたところであります。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。本件についても、去る6月19日、第</p>



	<p>2 事前審査委員会が開催されていますので、土田委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
土田委員長	<p>審査の結果、農地法第 4 条申請 1 件、異議がなかった事を報告致します。</p>
議 長	<p>只今、土田委員長より審査結果内容の報告がありました。 これより審議をお願い致します。</p>
	<p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり許可とする事で、異議ありませんか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり許可とする事に決しました。</p>
議 長	<p>次に議案第 14 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 14 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」であります。</p>
	<p>受付番号 17 番 米納津字稲葉の畑、1 筆、面積 1,093 m<sup>2</sup>、転用目的は現場事務所、契約内容は賃貸借。令和 3 年 1 月 29 日までの一時転用であります。</p> <p>位置図、土地利用計画図は議案資料 11～12 頁をご覧ください。県発注の揚水機場建築工事のため隣接する農地を事務所・資材置場として一時転用するものであります。</p> <p>申請地は農振農用地で、原則として転用許可をすることが出来ない農地とされていますが、不許可の例外として「申請に係る農地を、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うもので、当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要と認められる場合」に該当することから、許可要件を満たしていると判断されるところであります。</p>
	<p>受付番号 18 番 佐渡山字川中の田、1 筆、面積 832 m<sup>2</sup>、転用目的は現場事務所、契約内容は賃貸借。令和 3 年 1 月 29 日までの一時転用であります。</p> <p>位置図、土地利用計画図は議案資料 13～14 頁をご覧ください。圃場整備工事のため隣接する農地を現場事務所として一時転用するものであります。</p> <p>申請地は農振白地の第 1 種農地に連たんしている農</p>

<p>事務局</p>	<p>地ではありますが、集落内で三方を宅地に囲まれていることから、集積・集約等に影響はないと思われ、第3種農地であると判断されるものであります。</p> <p>受付番号 19 番 熊森字四ツ割の田、計 2 筆、面積 765 m<sup>2</sup>、転用目的はコンビニエンスストア、駐車場 (27 台)、契約内容は賃貸借。令和 2 年 10 月 20 日完工予定。</p> <p>位置図、土地利用計画図は<u>議案資料 15～16 頁</u>をご覧ください。既存の店舗跡地が手狭になったため、解体し新たな店舗を建築するものであります。</p> <p>申請地は、第 1 種農地に隣接する農振白地の農地ですが、すでに農振除外を受け農業上の土地利用との調整が調っていること、併せて不許可の例外として「国道などの幹線道路の休憩所」に該当すると思われることから、許可はやむを得ないと判断されるところであります。</p> <p>受付番号 20 番 水道町四丁目の田、1 筆、面積 140 m<sup>2</sup>、転用目的は住宅、契約内容は使用賃貸借。令和 2 年 12 月 25 日完工予定。位置図、土地利用計画図は<u>議案資料 17～18 頁</u>をご覧ください。親族の土地を借り受け、住宅を建築するものであります。</p> <p>申請地は、第一種低層住居専用地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が調っていると考えられ、第 3 種農地であると判断されるところであります。</p> <p>受付番号 21 番 井土巻二丁目の畑、1 筆、面積 112 m<sup>2</sup>、転用目的は住宅、契約内容は売買。令和 2 年 11 月 15 日完工予定。</p> <p>位置図、土地利用計画図は<u>議案資料 19～20 頁</u>をご覧ください。借家住まいのため、住宅を建築するものであります。</p> <p>申請地は、第一種住居地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が調っていると考えられ、第 3 種農地であると判断されるところであります。</p> <p>受付番号 22 番 小牧字脇畑の畑、1 筆、面積 236 m<sup>2</sup>、転用目的は物置 (転用後の交換)、契約内容は交換。完工済みであります。</p> <p>位置図、土地利用計画図は<u>議案資料 21～22 頁</u>をご覧ください。敷地が狭く、隣接する農地に物置を建築し</p>
------------	--

<p>事務局</p>	<p>ていたもの。今回、農地所有者と協議が整い、始末書添付のうえ、許可申請となったものであります。</p> <p>申請地は、農振白地の集落内の閉塞した農地であり、宅地に連たんしていることから営農等に影響もなく、第3種農地であると判断される場所とあります。</p> <p>受付番号 23 番 東太田字下前田の田、1筆、面積 976 m<sup>2</sup>、転用目的は資材置場、契約内容は売買。令和 2 年 8 月 31 日完工予定。位置図、土地利用計画図は議案資料 23～24 頁をご覧ください。屋外の資材置場が不足しているため、新たな置場を造成のものであります。</p> <p>申請地は、第一種住居地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が調っていると考えられ、第3種農地であると判断される場所とあります。</p> <p>受付番号 24 番 分水文京町の畑、1筆、面積 256 m<sup>2</sup>、転用目的は住宅、契約内容は売買。令和 3 年 3 月 31 日完工予定。</p> <p>位置図、土地利用計画図は議案資料 25～26 頁をご覧ください。既存の住居が手狭になったため、新たに住宅を建築するものであります。</p> <p>申請地は、第一種中高層住居専用地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が調っていると考えられ、第3種農地であると判断される場所とあります。</p> <p>受付番号 25 番 吉田下中野字筒免内の畑、1筆、面積 738 m<sup>2</sup>、転用目的は宅地分譲（4 区画）、契約内容は売買。令和 2 年 9 月 30 日完工予定。位置図、土地利用計画図は議案資料 27～28 頁をご覧ください。事業拡大のため宅地分譲をおこなうものであります。</p> <p>申請地は、第一種中高層住居専用地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が調っていると考えられ、第3種農地であると判断される場所とあります。</p> <p>また、現地は既に車庫が建設済みであります。こちらについても、始末書が提出されており、審査会で読み上げさせていただいた場所とあります。</p> <p>受付番号 26 番 吉田本所字本途の畑、計 2 筆、面積 779 m<sup>2</sup>、転用目的は宅地分譲（6 区画）、契約内容は売買。令和 2 年 9 月 30 日完工予定。</p>
------------	---

<p>事務局</p>	<p>位置図、土地利用計画図は<u>議案資料 29～30 頁</u>をご覧ください。事業拡大のため、宅地 (543.98 m<sup>2</sup>) を一体利用地として、(合計 1,322.98 m<sup>2</sup>) を宅地分譲 (6 区画) をおこなうものであります。</p> <p>申請地は、第一種中高層住居専用地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が調っていると考えられ、第 3 種農地であると判断されるところであります。</p> <p>受付番号 27 番 吉田本所字<sup>ほんと</sup>本途の畑、計 2 筆、面積 309.71 m<sup>2</sup>、転用目的は宅地分譲 (1 区画)、契約内容は売買。令和 2 年 9 月 30 日完工予定。</p> <p>位置図、土地利用計画図は<u>議案資料 31～32 頁</u>をご覧ください。事業拡大のため、宅地 (59.18 m<sup>2</sup>) を一体利用地として、(合計 368.89 m<sup>2</sup>) を宅地分譲 (1 区画) するものであります。</p> <p>申請地は、第一種中高層住居専用地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が調っていると考えられ、第 3 種農地であると判断されるところであります。</p> <p>受付番号 28 番 牧ヶ花字上川原の畑、計 2 筆、面積 499 m<sup>2</sup>、転用目的は農作業所、契約内容は使用貸借。令和 3 年 1 月 31 日完工予定。</p> <p>位置図、土地利用計画図は<u>議案資料 33～34 頁</u>をご覧ください。集落内の農作業場が狭く、建替え面積がないことから、新たな農舎を建築するものであります。</p> <p>申請地は、集落に近い農用地で、平成 31 年 4 月総会において農振変更協議を受け了承された、用途変更済みの農地であることから、農業上の土地利用の調整が調っていると考えられ、許可は止むを得ないと判断されるところであります。</p> <p>受付番号 29 番 蔵関字道下の畑、計 2 筆、面積 983 m<sup>2</sup>、転用目的は事務所兼工場、契約内容は「真正な登記名義の回復」。令和 3 年 9 月 30 日完工予定。</p> <p>位置図、土地利用計画図は<u>議案資料 7～8 頁</u>お戻りください。計画変更承認で説明した案件であります。事業に係る資金の拠出者に名義変更を行い、事業を行うものであります。</p> <p>申請地は、工業地域に指定された用途地域内の農地</p>
------------	---

	<p>であることから、農業上の土地利用との調整が調っていると考えられ、第3種農地であると判断されるところであります。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。本件についても、去る6月19日、第2事前審査委員会が開催されていますので、土田委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
土田委員長	<p>審査の結果、農地法第5条申請13件、異議がなかった事を報告致します。</p>
議 長	<p>只今、土田委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり許可とする事で、異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり許可とする事に決しました。</p>
議 長	<p>次に議案第15号「農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題と致します。事務局に一括して説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第15号「農用地利用集積計画(案)の決定について」であります。</p> <p>初めに、所有権の移転であります。</p> <p>なお、受付番号4番と5番の譲受人は同じであります。</p> <p>受付番号4番 砂子塚の田、1筆、面積3,303㎡、移転時期は令和2年7月22日、対価は〇円、引渡し時期は令和2年7月31日。位置図は議案資料35頁をご覧ください。以下、移転時期、引渡し時期は全て同じですのでお読み取りください。</p> <p>受付番号5番 砂子塚の田、1筆、面積2,787㎡、対価は〇円。位置図は同じく議案資料35頁になります。</p> <p>受付番号6番 吉田西太田字土手内の田、1筆、面積3,000㎡、対価は〇円。位置図は同じく35頁になります。</p>
事務局	<p>次の7番と8番も譲受人は同じです。</p> <p>受付番号7番 富永字沖中の田、計3筆、面積237㎡、対価は〇円。位置図は議案資料36頁になります。</p>

事務局	<p>受付番号 8 番 富永字沖中の田、計 3 筆、面積 785 m<sup>2</sup>、対価は〇円。 位置図は同じく <u>36 頁</u>になります。</p> <p>受付番号 9 番 粟生津字川原の畑、1 筆、面積 198 m<sup>2</sup>、対価は無償。 位置図は同じく <u>36 頁</u>になります。</p> <p>受付番号 10 番 粟生津字山王の田、1 筆、面積 1,200 m<sup>2</sup>、対価は〇円。位置図は<u>議案資料 37 頁</u>になります。</p> <p>続いて、利用権設定であります。</p> <p>受付番号 5 番 泉新字苗代の田外、計 28 筆、面積 44,819 m<sup>2</sup>、2 年の新規設定、対価は記載のとおりであります。</p> <p>また、関係委員の案件はありませんでした。 説明は以上です。</p>
議 長	事務局の説明が終わりました。本件についても、去る 6 月 19 日、第 2 事前審査委員会が開催されていますので、土田委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。
土田委員長	審査の結果、農業経営基盤強化促進法による所有権移転 7 件、利用権設定の新規 1 件、異議がなかった事を報告致します。
議 長	只今、土田委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。
議 長	<p style="text-align: center;">(質疑なし)</p> <p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり決定する事で、異議ありませんか。</p>
議 長	<p style="text-align: center;">(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり決定する事に決しました。</p>
議 長 事務局	<p>次に議案第 16 号「農地中間管理事業に伴う農用地利用配分計画の認可について」を議題と致します。事務局に一括して説明を求めます。</p> <p>議案第 16 号「農地中間管理事業に伴う農用地利用配分計画の認可について」であります。</p> <p>それでは、配分計画の移転であります。議案の 18 頁をご覧ください。</p> <p>受付番号 2 番 桜町字茨島の田、1 筆、面積 839 m<sup>2</sup>、期間は令和 10 年 12 月 31 日までの 9 年であります。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	事務局の説明が終わりました。本件についても、去る 6 月 19 日、第 2 事前審査委員会が開催されておりますので、土田委員長より、審査結果内容の報告をお願い致します。

土田委員長	審査の結果、農用地利用配分計画の移転1件、意見は特になかった事を報告します。
議長	只今、土田委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。
	(質疑なし)
議長	無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり、農用地利用配分計画の移転について、意見は特になしとする事で、ご異議ありませんか。
	(異議なしの声)
議長	異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり、農用地利用配分計画の移転については、意見は特になしとする事に決しました。
議長	なお、議案第15号及び第16号の案件につきましては、7月6日の告示により効力が発生する事になります。
議長	次に議案第17号「農地パトロール実施要領(案)の決定について」を議題と致します。事務局に一括して説明を求めます。
事務局	議案第17号「農地パトロール実施要領(案)の決定について」であります。
	パトロール実施要領につきましては、別紙で「実施要領」を配布しておりますので、こちらの方をご覧ください。
	(資料説明)
	説明は以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。本件についても、去る6月19日、第1事前審査委員会が開催されていますので、土田委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。
土田委員長	審査会では、今年のパトロールの取組みを中心に説明がありました。審査の結果、「農地パトロール実施要領(案)」について、異議がなかった事を報告致します。
議長	只今、土田委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。
	(質疑なし)
議長	無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり決定することで、異議ありませんか。
	(異議なしの声)
議長	異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり決定とすることに決しました。

議 長

以上をもちまして、本日の議事日程は、全て終了致しましたので、燕市農業委員会第3回総会を閉会致します。

(終了時刻 午前10時20分)



本議事録は、燕市農業委員会会議規則第14条の規定によりこれを作成し、この次第に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年6月30日

総会議長 本井作登志

---

議事録署名委員 長谷川 治仁

---

議事録署名委員 渡邊 美代子

---